

## 市川市在宅医療・介護連携推進に関する会議の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅医療及び在宅介護の提供に必要な関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）が図られるとともに、認知症である又はその疑いのある介護保険の被保険者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができる地域社会の実現に寄与するための協議を行うため、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第4号及び第6号に掲げる地域支援事業として開催する市川市在宅医療・介護連携推進に関する会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項等)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議を行うとともに、その意見を取りまとめて市長に報告するものとする。

(1) 現状分析・課題抽出・施策立案（計画）

- ア 地域の医療・介護の資源の把握に関すること。
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討に関すること。
- ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進に関すること。

(2) 対応策の実施

- ア 在宅医療・介護連携に関する相談支援に関すること。
- イ 地域住民への普及啓発に関すること。
- ウ 医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修に関すること。

(ア) 在宅での看取り、急変時、入退院時にも活用できるような情報共有の手順等を定めた情報共有ツールの整備

(イ) 地域の医療・介護関係者の連携を図るため、多職種でのグループワーク等の協働・連携に関する研修

(3) 対応策の評価の実施、改善の実施

(4) 認知症の疑いのある介護保険の被保険者の早期診断及び早期対応に向

けた支援を行う認知症初期集中支援チームの活動状況及び活動方針に関すること。

(5) 前各号に定めるもののほか、在宅医療及び介護連携に関し関係機関が連携するために必要な事項に関すること。

(出席者等)

第3条 会議の出席者は、次に掲げる者とし、その合計人数は、おおむね28人とする。ただし、市長が会議の開催の目的から全ての者を出席させる必要がないと認めるときは、次に掲げる者のうちから会議の出席者を指名することができる。

(1) 次に掲げる団体の構成員で当該団体の推薦を受けたもの

- ア 一般社団法人市川市医師会
- イ 一般社団法人市川市歯科医師会
- ウ 一般社団法人市川市薬剤師会
- エ 市川市介護支援専門員協議会
- オ 市川市介護保険事業者連絡協議会
- カ 市川市リハビリテーション協議会

(2) 市川市地域包括支援センター（本市から介護保険法第115条の47第1項の委託を受けて設置したもののうち、市長が指定したものに限る。）の業務に従事する者

(3) 保健部及び福祉部に属する関係課職員

2 市長は、必要と認めるときは、会議を開催することができる。

3 第1項に定めるもののほか、市長は、必要に応じ、関係者に対し会議への出席を求めるものとする。

4 会議の出席者は、会議において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の進行)

第4条 会議は、出席者の中から選ばれた者が進行するものとする。

(報償金)

第5条 市長は、会議の出席者（第3条第1項第1号アからウまでに掲げる者に限る。）に対し、報償金として日額9,100円を支給する。

(身分)

第6条 会議の出席者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を有するものではない。

(事務)

第7条 会議の運営に関する事務は、福祉部地域包括支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。